

監査品質のマネジメントに関する年次報告書
2024 年 6 月期（ドライラン版）



YASUMORI
保森監査法人

1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当法人は1982年に創立して以来、監査の専門家として品質管理を最優先とした会計監査を遂行し、財務諸表の信頼性を確保することにより、企業、投資家及び資本市場の参加者全体の発展に寄与することを法人理念として掲げています。

監査の品質管理を中心に、監査ツールを含めた監査能力の向上を図るとともに、不正を見逃さないことを第一とした会計監査を実施していく所存であり、当法人に在籍する社員及び専門職員が目指すべき行動指針を以下の様に定めています。

(行動指針)

(i) 監査品質を重視し公認会計士が担う社会的責任を全うします

(ii) 組織の透明性を重視し細心の注意を払い情報管理を行い、機動的な組織の運営を行います

(iii) 組織としての監査能力の向上と持続可能な専門サービスを提供します

また時代の要請に応じるために、直近では法人として監査調書の電子化を含むIT化の推進、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)への対応、改正品質管理基準への対応等を実施し、監査法人として社会的な使命を全うするために「ガバナンス体制」「監査品質の向上」「人材育成」を重要施策と捉え以下の取り組みを行っています。

「ガバナンス体制」

当法人は基本的なガバナンス体制として、代表社員及び社員を構成員とした社員会の下に審議部会(監査計画及び意見表明の審議)・執行部会(組織設計、経営管理、業務管理等)・評価部会(包括代表社員及び執行部会の評価)を設置し、法人の基本的なガバナンス体制としています。

また執行部会の下、品質管理委員会・経営管理委員会・人事労務委員会・経理総務委員会・IT委員会により具体的な業務執行が実施される体制が構築されています。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)対応についてはその制定趣旨を踏まえ監査法人の社会的な役割を果たすため、監査品質の維持向上に努めております。

「監査品質の向上」

当法人は、監査品質の維持向上を一番の優先課題として取り組んでいます。

具体的には品質管理を維持向上させるための取り組みとして下記事項を実施してまいります。

○人材育成

「人材育成」に記載した取り組みを実施し、専門職員の監査レベルの向上に資することを通じて監査品質の向上を図っています。

○人事評価

監査実施者が実施した監査業務の質と能力、監査業務に取り組む姿勢等を考慮した人事評価を実施し、評価結果を専門職員にフィードバックしています。

○監査業務の実施

監査マニュアルに従い手続書等を用いて監査業務を遂行していますが、品質管理委員会等において適時に内容を更新し、その運用状況を定期的な検証を通じて確認し監査品質の維持・管理を図っています。

○審査制度

組織的監査の円滑かつ適切な遂行及び公正な監査意見の形成が図られているか審査担当者及び審議部会による審査を実施しています。

○定期的な点検

事務所内の品質管理のシステムに関する日常的監視と、完了した監査業務の定期的な検証を行うことで品質管理システムが有効に機能していることを確認しています。

「人材育成」

当法人は、知識や実務経験が豊富なメンバー同士が高い使命感や一体感を維持しつつ、社員及び職員が自らを律し、一人一人の能力と個性を存分に発揮できる環境を培っております。具体的には以下の施策を実施しています。

○研修制度

研修制度については力を入れ、法人内でディスカッション中心の小集団研修に加え、監査品質の維持向上を目指した全体研修会を開催しております。

○ 続的専門研修制度（CPD）

CPD については、日本公認会計士協会主催の研修会のうち推奨する研修会を周知しています。また、CPD の取得義務単位に追加して、当法人の独自のルールに基づき、IFRS 等の所定の単位の取得を義務付けております。

○タイムリーな情報入手

日本公認会計士協会や企業会計基準委員会等からタイムリーに情報を入手し、専門職員への周知を図っています。



包括代表社員 山崎貴史

(2) 事務所概要

(i) 私たちの Misson

私たちは会計監査業務に特化した中小監査法人として、市場・投資家、クライアント等会計監査に関する全ての利害関係者の期待に応え、クライアントと共に常に成長し、ひいては社会により貢献するために、以下の3点を Misson として捉え、業務に邁進しております。

○クライアントとともに社会のニーズに応える監査法人

国内企業の国際化及び資本市場のグローバル化に伴い、IFRS の考え方を取り入れた新会計基準が次々と導入され、また同時に会計監査の領域も拡充されております。当法人はこのようにめまぐるしく変化する経営環境の中でクライアントの皆様の安定的な成長をサポートしつつ、一方監査法人に期待される社会的使命を的確に把握し、適時適正な会計情報のディスクロージャーに対応していきたいと考えております。

○実質面を重視した熱意ある指導

形式的な手続を充足することに終始せず、実質面を深く掘り下げて監査を実施することをモットーとしております。そのためにもまずクライアントの皆様のビジネスを謙虚な気持ちで十分に理解いたします。そして監査の過程で発見された会計処理・内部統制システムに関わる改善要望事項等を取り纏め、クライアントと積極的なディスカッションを行っております。

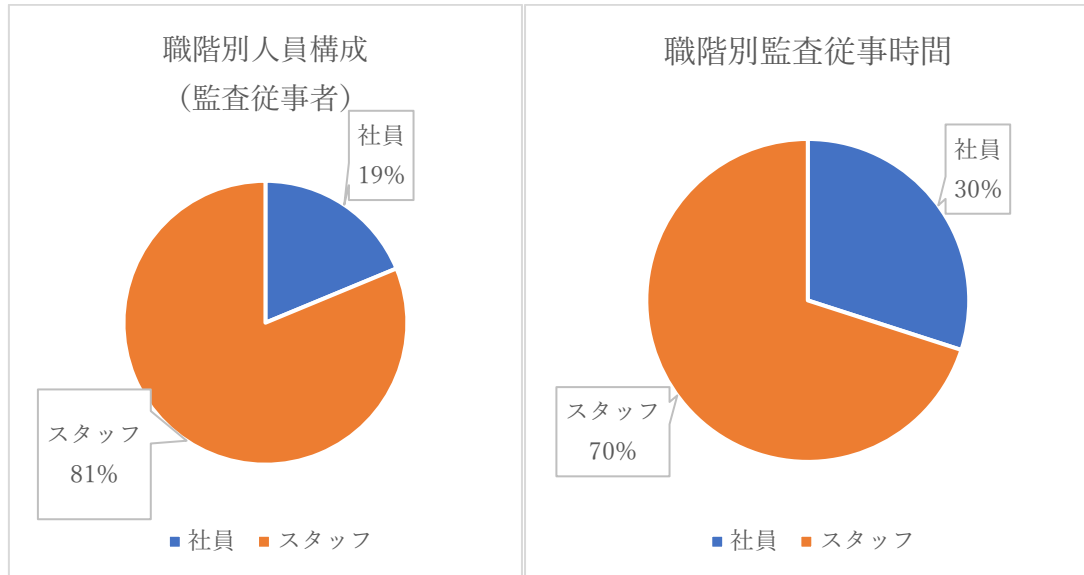
○ビジネスの深い理解と深度のある監査の実施

監査は経営を深く見つめることからスタートします。当該視点は単なる定型的な監査業務の延長線上での経験で得られるものではありません。経営のメカニズムに絶えず深い関心を抱き研鑽を積み重ねてきた者でしか分からないものです。当法人はかかる観点を重視するとともに、その中で培われた豊富な経験やノウハウに基づく深度の深い監査業務を実施しております。

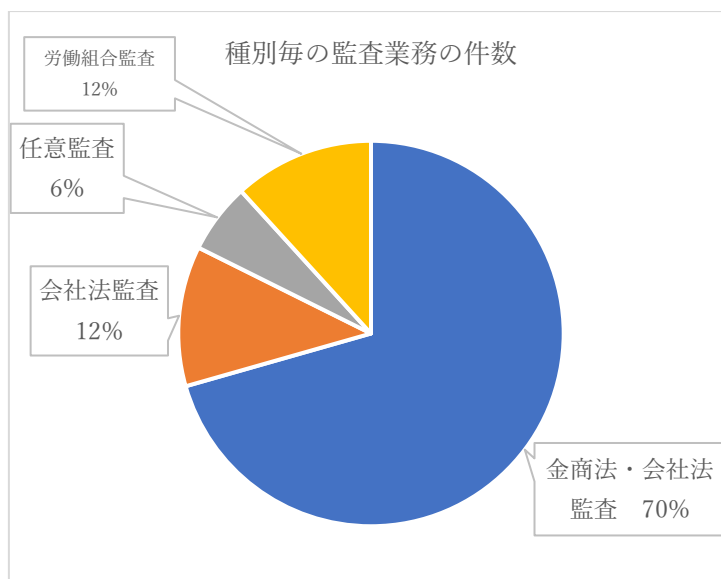
(ii) 各 AQI が示す事務所の概要

上記の Misson を達成する過程において、監査品質を確保するべく、以下の各項目を AQI としてモニタリングを行っております。

① 人員構成、職位別の監査関与時間数



② 種別毎の監査業務の件数



③ 独立性調査回答率、違反件数

回答率 100%、違反件数 0 件

④ 研修単位 (CPD 取得義務達成率、法人所定の取得義務達成率)

CPD 取得義務達成率 100% 法人独自ルールに基づく取得義務達成率 95.5%

(iii) 事務所概要

2024 年 6 月末日現在

法人名	保森監査法人
所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 KDX 御茶ノ水ビル 2F
包括代表社員	山崎貴史
構成員数	社員：9 名 公認会計士：32 名 公認会計士試験合格者：2 名 IT 専門家：2 名 その他：2 名
設立	1982 年 2 月 4 日
監査クライアント (上場企業)	アトムクス株式会社 株式会社エフ・シー・シー 大井電気株式会社 協栄産業株式会社 株式会社 GSI クレオス 株式会社創健社 大日精化工業株式会社 日本出版貿易株式会社 ヘリオステクノホールディング株式会社 株式会社放電精密加工研究所 有機合成薬品工業株式会社 ラサ商事株式会社 株式会社リボミック

Web <http://www.yasumori.or.jp/>

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

(i) 法人運営の基本方針及び経営管理

法人の運営については、定款、組織規程、社員会規程、各部会規程の定めに基づく業務分掌に沿って方針が定められ、業務執行が適正に行われることを確保しております。法人の最高意思決定機関は社員会であり、社員会の委任を受けた業務執行については、包

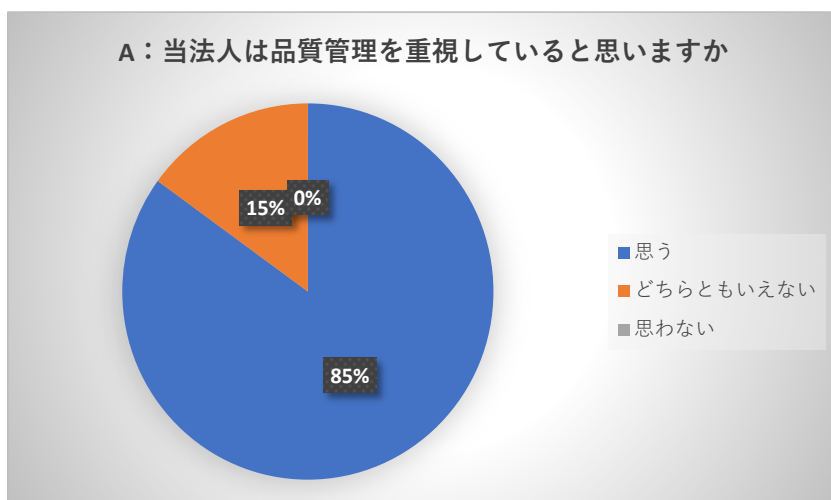
括代表社員を部会長とする執行部会が決定し社員会に報告しております。業務の執行が適切に実施されているかどうかは評価部会が評価しており、評価部会には外部の第三者である有識者もメンバーに加わっています。

(ii) 業務の品質管理の方針

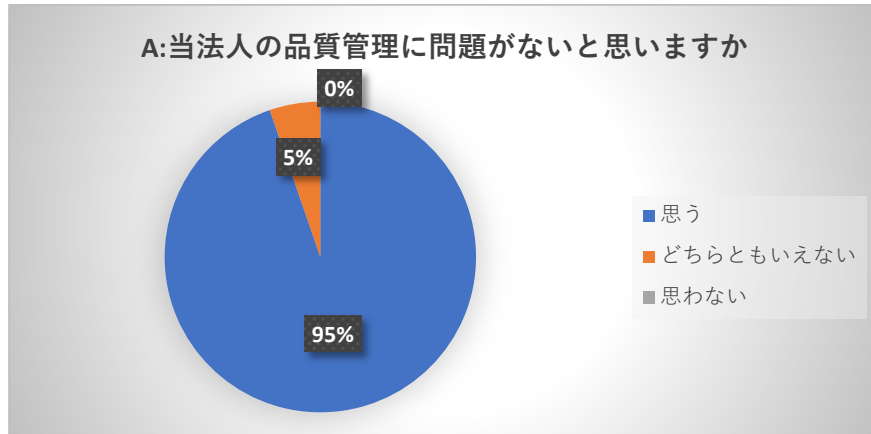
当法人は、品質管理規程において監査業務の品質管理に関する方針及び手続を定めており、実務上の詳細な手続については監査マニュアルに規定しております。品質管理規程及び監査マニュアルは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を反映し、適時に改訂することとし、品質管理委員長が必要と認めた場合に改廃の案を立案し、社員会が本規程等を改訂しております。

当法人では、包括代表社員が品質管理システムの最終的な責任を負い、当法人が一丸となって監査業務の品質を重視する風土を醸成する使命を担い、品質管理委員長は当法人にかかる監査の品質管理システムの整備及び運用の責任を負い、そのために必要な方針及び手続を監査マニュアルや諸規程等において明らかにし、これを全ての社員及び専門職員に周知、徹底させる使命を担っております。

○専門職員アンケートの結果



○クライアントアンケートの結果（対象：経理部責任者・常勤監査役等）



「どちらともいえない」の回答の一因として、当法人の品質管理への取り組みについての説明不足が挙げられると認識しております。今後両者のアンケート結果において「思う」が100%となることを目指していきます。

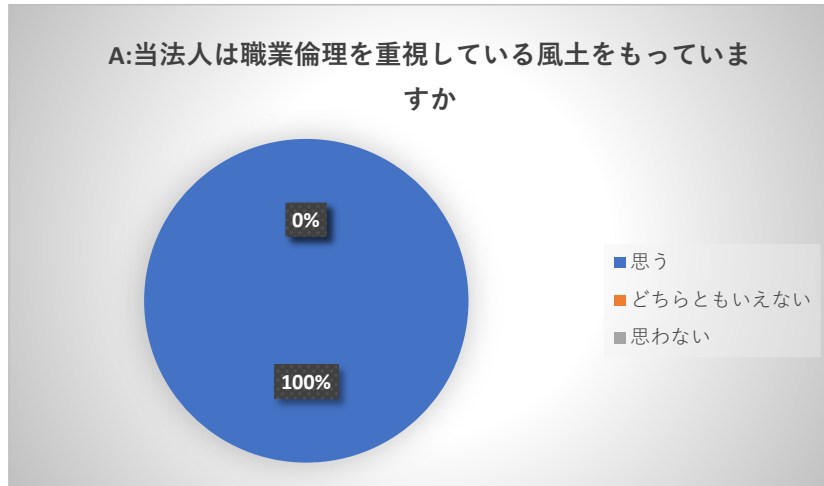
（iii）職業倫理・独立性

＜職業倫理の遵守＞

当法人は公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づき、「倫理規程」を制定し、全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的の実施し、その遵守を義務付けています。

さらに、コンプライアンスへの取り組みの一環として、インサイダー取引防止のために、当法人は「インサイダー取引防止規程」を制定し、全社員及び職員を対象とした研修を実施して内容の理解の徹底を図るとともに、定期的に全社員及び職員より「インサイダー取引に関する規定等の遵守に関する誓約書」を徴収し、遵守状況の確認を行っております。

○職員アンケートの結果



<独立性の確保のための体制>

当法人は、監査業務の実施に当たって、法令等及び監査の基準による独立性に関する基準を遵守するため、品質管理規程及び監査マニュアルにおいて独立性の保持のための方針及び手続を定めております。独立性に係る要求事項の遵守のために、当法人は独立性に係る要求事項について全社員及び職員を対象とした研修を実施し、内容の周知を図っております。

また、当法人の全社員及び職員に対し、以下の対策を行い、法令等に違反しないよう厳密に運用しております。

① 誓約書の徴収

当法人の社員及び職員は、業務に関する諸規程を遵守し誠実に勤務すること、業務上知りえた事実を在職任中のみならず退職後も漏洩又は盗用しないこと等を明記した「誓約書」を定期的に徴収し、当法人の社員及び職員としての職業倫理の保持に努めております。

② 特別利害関係の調査

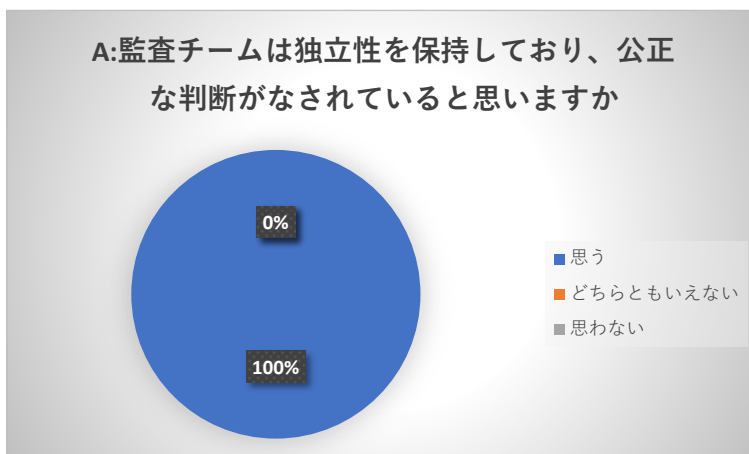
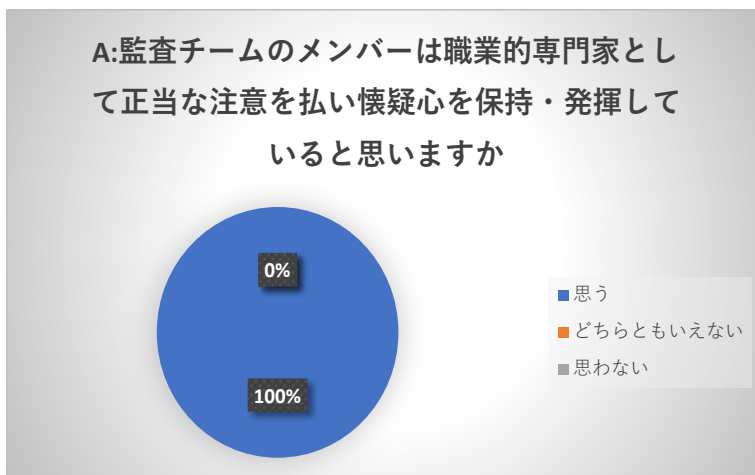
当法人は、会社法、金融商品取引法、公認会計士法、日本公認会計士協会会則及び倫理規則等の法律等で制限されている特別な利害関係に関する調査をチェックリストに基づき、毎年当法人並びに全社員及び職員を対象に実施し、規程等の遵守状況を確認し、当法人の独立性の維持を確保しております。

業務執行社員のローテーションに関しては、公認会計士法等に準拠し、当法人は倫理規程において以下の通り方針を定め、運用と監視を行っています。

	役割	継続従事期間	インターバル期間
公認会計士法上の 大会社等の監査・レ ビュー業務	筆頭業務執行社員	7年	5年
	その他の業務執行社員	7年	2年
	審査担当社員	7年	3年

なお、業務執行社員の他、現場の主査等の主要な監査専門職員についても倫理規程において一定の関与期間等の制限を設けております。

○クライアントアンケートの結果



<非保証業務の位置づけ>

当法人は、非監査業務に対しては依頼を受けた場合にのみ対応を検討する方針としております

監査業務クライアントから非保証業務の依頼を受けた場合には、品質管理委員会において利益相反や独立性の懸念に対する評価を実施した上で、社員会に諮り非保証業務の提供が可能かどうかを判断することとしております。

(iv) 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する当法人の方針及び手続は、品質管理規程及び監査マニュアルに規定されております。新規受嘱の場合にはチェックリスト等を用いて独立性の確認手続及び不正リスクを含むリスク評価を実施し、必要な人的資源が確保できているかを検討した結果に基づき社員会において受嘱の方針を決定します。新規受嘱の場合も更新の場合も監査契約の締結は社員会で決議します。

(v) 監査契約の引継

監査業務適切な引継が行われることを目的として、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査マニュアルにおいて監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定めております。

(vi) 監査業務の実施

当法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適正に監査を実施するため、監査マニュアル及び監査計画、監査の実施状況並びに監査意見の形成にかかる各種チェックリストを作成しております。マニュアル及び各種チェックリストは品質管理委員会において適時に内容を更新し、その運用状況について定期的な検証において確認することを通じて品質の維持を図っております。

<専門的見解の問い合わせ>

専門的な見解の問い合わせを受けるべき事項及び手続については品質管理規程及び監査マニュアルに定めており、品質管理委員会において問い合わせの要否を検討し、必要に応じて予め選定している外部の専門家の見解を問い合わせることとしております。

<審査>

当法人の審査の方針及び手続は審査規程において定めております。審査は審査担当社員及び審議部会により実施され、組織的監査の円滑かつ適切な遂行及び公正な監査意見の形成を図るため、監査報告書を提出する全ての監査業務を審査の対象としており

ます。

審議部会の構成メンバーには当法人の最高責任者である包括代表社員と品質管理委員長が含まれており、重要な審議事項が存在している意見審査は審査担当社員の審査を経て審議部会により監査意見及び監査報告書の内容を審査し、表明する意見を審議部会が決定します。その他の意見審査は審査担当社員により審査され、その結果を審議部会に報告します。

なお、監査計画の審査及び監査上の主要な検討事項（KAM）の記載内容は審査担当社員の審査を経て審議部会により最終的な審査を実施しております。

< 監査上の判断の相違 >

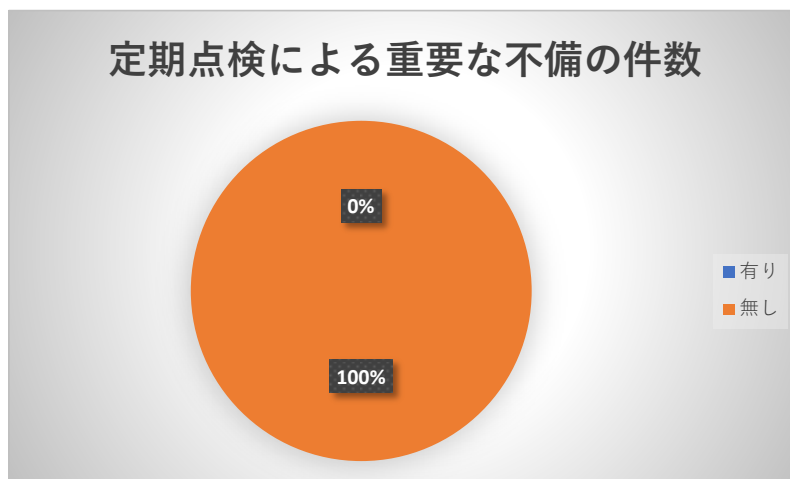
監査チームと専門的な見解の問い合わせの助言者との間、または監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合の方針及び手続は品質管理規程及び監査マニュアルに定めており、審議部会において検討し、必要に応じて社員会に諮ることとしております。

（vii）品質管理システムのモニタリング

当法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に機能していることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを品質管理規程及び監査マニュアルにおいて定め、実施しております。上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視と、監査責任者ごとに一定期間に少なくとも一つの完了した監査業務の定期的な検証が含まれます。

識別した不備については品質管理委員長が取り纏めて社員会に発見された不備や課題の認識、真因の分析を報告し、改善策について社員会で議論の上決定します。また、他の監査業務に同様の不備が発生することがないように、不備の内容や課題の分析と改善策については、研修やチームミーティングの機会等を通じて全ての専門職員に周知します。

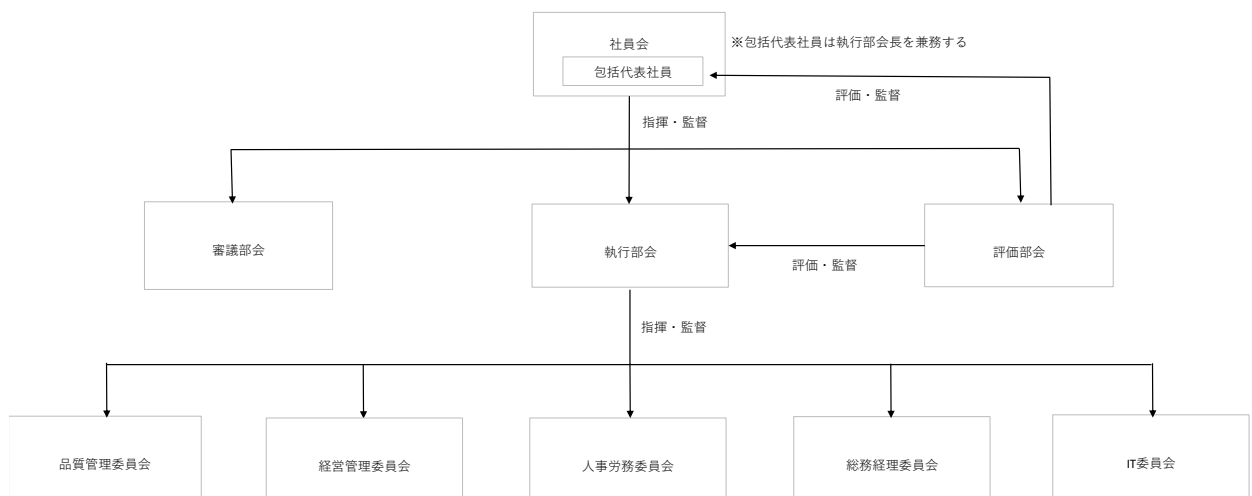
定期点検による重要な不備の件数



当法人は品質管理システムの評価に資するために、クライアント及び専門職員に対して年 1 回品質管理に関するアンケート及びインタビューを行うこととしております。アンケート及びインタビューの結果は品質管理委員長が取り纏め、課題及び改善方針については執行部会で検討した上で社員会に報告し、品質管理の向上に役立てております。

(2) 組織・ガバナンス基盤

当法人では、社員全員が参加する社員会を最高意思決定機関としています。社員の任免、規程の新設・変更等の重要事項については社員会の専決事項としていますが、その他の業務については、社員会から権限移譲された各機関（包括代表社員、執行部会、評価部会、審議部会）が執行します。



【包括代表社員】

法人を代表するとともに、日常の業務を執行します。

【執行部会】

包括代表社員の職務執行を補佐するとともに、社員会に上程する議題の原案を作成します。また、執行部会の指揮・監督の下、品質管理委員会、経営管理委員会等の業務執行委員会が、具体的な職務の執行に当たります。

【審議部会】

審議部会は当法人の最高責任者である包括代表社員と品質管理委員長を構成メンバーに含む当法人の審査を実施する最高機関であり、監査チームの立案した監査計画、重要事項を含む監査意見表明の妥当性、監査上の主要な検討事項（KAM）の記載内容を審議します。

【評価部会】

包括代表社員及び執行部会の業務執行を評価・監督します。評価部会には、法人外部から招聘した独立の第三者たる公認会計士が含まれます。

独立の第三者たる御子柴 顕氏は、有限責任監査法人トーマツにおいて 36 年間の勤務経験を有し、同法人在職中は公認会計士協会の広報委員会委員長や適正手続審査会の委員等を歴任されたほか、同法人退職後は上場会社の監査役に就任されるなど、公認会計士としての知見、人格に問題なく、独立第三者としての適格性を十分に備えているものと判断しております。

【業務分掌】

	業務分掌
法人機関	
社員会	社員の任免、包括代表社員の選任、社員の任務分担及び権限の割当、規程類の新設・変更、監査契約の諾否、その他重要事項（一定額以上の投資・組織変更・事業計画・予算決算）、意見審査（審議部会に権限委譲しないもの）
包括代表社員	法人の代表、日常業務執行、監督官庁及び協対対応、社員評価
執行部会	社員会決議事項の原案作成（組織設計、社員分担、社員報酬、社員評価、経営管理、業務管理）
評価部会	包括代表社員及び執行部会の評価
審議部会	監査計画及び意見表明の審議
業務執行委員会	
品質管理委員会	品管規定・マニュアル・ツールの整備、審査・点検制度の整備・運用、検査・レビュー対応、倫理規定、コンプライアンス、ガバナンス
経営管理委員会	組織設計、社員分担、社員報酬、社員評価、経営管理、業務管理
人事労務委員会	採用・契約解除、スタッフ評価、スタッフ報酬、事務職員給与（社保）
総務経理委員会	経理、購買、事務職員管理、インフラ整備
IT委員会	IT化推進、電子監査調書、情報セキュリティ
執行部会直轄業務	
その他	研修、営業推進

(3) 人的基盤

当法人の過去3期の所属人員の推移は以下の通りであり、増加傾向にあります。

人員推移（名）

	2022年3月			2023年6月			2024年6月		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
社員	6	2	8	7	2	9	7	2	9
職員	21	9	30	25	9	34	30	8	38
合計	27	11	38	32	11	43	37	10	47
公認会計士	25	8	33	29	9	38	33	8	41
試験合格者	2	0	2	2	0	2	2	0	2
IT専門家	0	0	0	1	0	1	2	0	2
その他	0	3	3	0	2	2	0	2	2
合計	27	11	38	32	11	43	37	10	47

当法人の職員には常勤職員の他非常勤職員を含まれておりますが、常勤職員と同様の研修制度を適用し、人事評価やアサインメントについても経験や能力を考慮した上で常勤職員と同様の管理方針での運用を実施しております。

(i) 採用方針

当法人は、企業の安定的成長を願いつつ高品質の会計監査を提供することにより適時適正なディスクロージャーをステークホルダーの皆様に保証しております。当該業務には、社会的責任の認識と指導性を発揮できる人材が必要となります。また同時に社会人として健全で謙虚な言動をされる方が望まれます。

当法人は、質の高い監査を実施するため一定レベルの業務経験を持つ公認会計士が中心となり構成されておりますが、国際化はじめ今後益々社会から監査法人に付託される多様なニーズに応えるため、監査経験に加え、特殊な技能をもたれる方も必要と考えております。

当法人の採用において望ましいと考える公認会計士像は以下の通りです。

- ・ 当法人の価値観を共有できる方
- ・ コミュニケーション能力のある方
- ・ 自己研鑽を続けられる方

(ii) 人事評価

当法人では、社員及び専門職員の評価は監査業務の品質や職業的専門家としての倫理の遵守に重きを置くとともに客観的・公正な評価を可能とする人事評価規程及び人事評価のマニュアルを制定しております。また、その人事評価の規定類は、当法人内のグループウェアに掲載し社員及び専門職員に周知しています。

複数の業務執行社員等によって人事評価を行うことで、客観的・公平な評価に努めています。人事評価は、能力評価、勤務評価及び監査調書評価等の15評価項目を設けて行っています。

人事評価の結果については、適切な動機づけにつながるように、業務執行社員等によって個別面談の機会を通じてフィードバックしております。

また、社員への登用基準や社員の評価においても品質管理及び職業倫理の遵守が重視されており、社員及び専門職員とも人事評価の結果が報酬に反映されるような仕組みとなっております。

(iii) 人材育成

当法人は、知識や実務経験が豊富なメンバー同士が高い使命感や一体感を維持しつつ、社員及び専門職員が自らを律し、一人一人の能力と個性を存分に発揮できる環境を培っております。

具体的には以下の施策を実施しています。

① 研修制度

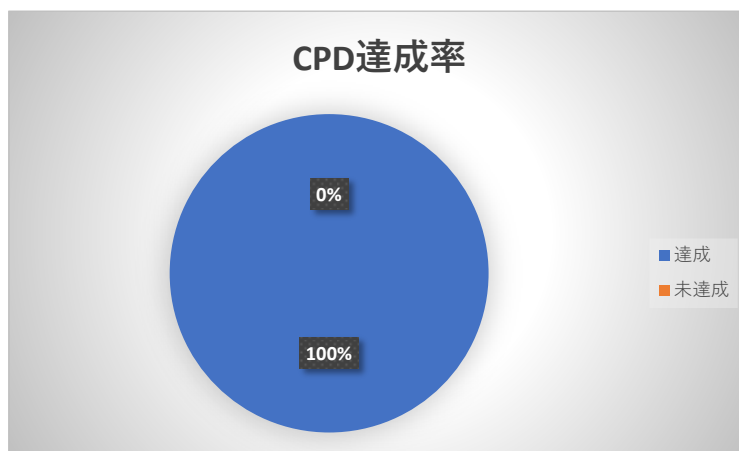
研修制度については特に力を入れ、法人内でディスカッション中心の小集団研修に加え、監査品質の維持向上を目指した全体研修会を年2回開催しております。
2024年6月期に実施した研修の状況は以下の通りです。

実施年月日	研修名	定期・不定期の別	対象者	参加人数 (名)	内容
2023.8.30	2023 年度 第 1 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	15	2023 年 3 月期監査の 振り返り
2023.9.30	2023 年度 第 2 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	20	不正事例研究
2023.10.27	2023 年度 第 3 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	22	不正事例研究
2023.11.18	2023 年度 第 1 回全体研修会	定 期	社員及び 専門職員全員	38	1.IFRS 第 15 号 2.品質管理 3.監査業務等 4.不正事例研究
2023.12.7	2023 年度 第 4 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	13	不正事例研究
2024.1.20	2023 年度 第 5 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	22	開示の勉強
2024.3.22	2023 年度 第 6 回小集団研修会	定 期	社員及び 専門職員	17	IFRS
2024.4.6	2023 年度 第 2 回全体研修会	定 期	社員及び 専門職員全員	35	1.法人運営・品質管理・ 期末監査留意事項等 について 2.職業倫理 3.品質管理 4.情報セキュリティ 関連

② 継続的専門研修制度（CPD）

監査業務に従事する全ての社員及び専門職員（公認会計士）の継続的専門研修制度（CPD）については、日本公認会計士協会主催の研修会について推奨する研修会を周知しています。また CPD の取得義務単位に追加して、当法人の独自のルールに基づき、国際財務報告基準（IFRS）や不正事例等の追加単位の取得を義務付けております。

2024 年 3 月期 CPD 義務達成率



平均単位取得数 全体 48.1 監査の品質及びリスク対応 19.9 不正事例 6.5

③ タイムリーな情報入手

企業会計基準委員会等からタイムリーに情報を入手し、専門職員への周知を図って

います。

(4) IT 基盤

(i) IT インフラの整備方針

当法人は監査品質の向上及び監査業務効率化を図るため、積極的に IT インフラへの投資を行っていく方針です。

(ii) 情報セキュリティ対策

リモートワークの浸透等、業務環境の多様化に対応するためロケーションを問わずに業務を実施するための IT インフラを構築しております。

全ての社員及び専門職員は、監査業務の実施に際して、必ず VDI (Virtual Desktop Infrastructure：仮想デスクトップ基盤) 上に各自の ID でログインを行って業務を実施することとし、データ保存用の外部クラウド・データ・ストレージへのアクセスや電子監査調書管理システムへのアクセスについても、すべて VDI 環境下に限定する仕組みを構築しています。併せて、業務で使用するノート・パソコンのローカルディスク上への電子ファイルの保存及び USB メモリ等の外部ストレージ接続も禁止とすることで、情報漏洩リスクを可能な限り低減しております。

上記 IT 環境の整備・運用に関しては、「情報セキュリティ規程」「IT 管理マニュアル」上に規定し、法人としてのセキュリティ・ポリシーを明文化の上、法人全体への周知徹底を図っています。

(iii) 情報共有体制

当法人の情報セキュリティ体制に関して、年 2 回開催の全体研修会で、社員及び専門職員全員に向けて情報共有を行う他、グループウェア (Microsoft365) 上でのタイムリーなアップデートを行うなど、法人全体で適時な情報共有を行う体制を構築し運用しています。

(iv) IT ツールの活用

グループウェアの有効活用による既存のデータ共有・管理体制に加え、2025 年 3 月期の監査業務より、電子監査調書管理システム (Caseware) の導入・運用を開始し、さらなる品質管理体制の改善及び業務効率化の推進を図っております。

(5) 財務基盤

(i) 財務基盤の基本的方針及び課題

監査法人として存続するには、監査の品質を維持向上させることが不可欠であり、そ

のためには IT 投資、人材投資が重要であると位置付けており、安定した財務基盤の確保が大前提である認識しております。

借入金に依存することなく法人を運営し、運転資金について注視しております。

今後の重点課題としては純資産の増加に努める所存です。

(ii) 当法人の財務基盤の状況

単位：百万円

	2023年3月	※ 2023年6月	2024年6月
売上高	410	88	398
現預金	119	119	114
総資産	166	170	176
借入金	—	—	—

※ 決算期変更により3か月決算となっています。

(iii) 報酬依存度に関する考え方

公正不偏の態度で、高品質の監査を維持向上していくためには、特定のクライアントに対する監査業務の報酬依存度の高さが監査法人の独立性を脅かすことがないようにする必要があります。現時点では独立性を脅かす水準にはないものの、当法人では、監査業務の報酬依存度の高さについて留意し監査業務の受嘱を検討しています。

(6) 国際対応基盤

当法人のクライアントの構成、当法人が目指す事務所としての在りたい姿から、現在、当法人はグローバルネットワークファームへの加入はしていません。一部のクライアントについては海外展開を行っており、グループ監査においては海外の現地監査人の監査結果を利用する場合があります。このような場合でも、利用する海外の現地監査人の監査品質の信頼性の確認、現地の監査人との双方向の強固なコミュニケーションの実施、現地監査人に対する必要な手続の指示と監査結果の確認を実施し、グループ監査業務の全体的な品質の管理に対する責任を全うするように業務を実施しております。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

(参考資料)「説明書類」